

第 26 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(防火対象物の安全避難)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模</p>	<p style="text-align: center;"><u>(百貨店等の収容人員)</u></p> <p><u>第48条の2 百貨店等の関係者は、収容人員の適正化に努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(防火対象物の安全避難)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模</p>

様替えをする者は、二方向避難経路（就寝の用に供する居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路のほかバルコニー等を経由して避難することができる経路をいう。）を確保しなければならない。ただし、消防長が火災予防上支障がないと認める措置を講じたときは、この限りでない。

3 [略]

（一時的に劇場等又は展示場の用途に供する防火対象物への準用）

第50条 第43条から第44条の3まで、

様替えをする者は、二方向避難経路（居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路のほかバルコニー等を経由して避難することができる経路をいう。）を確保しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 延べ面積が6,000平方メートル未満の防火対象物について有効にスプリンクラー設備を設置するとき。

(2) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(高齢者専用部分又は身体障害者専用部分を含むものを除く。)で次のいずれかに該当するものを設置するとき。

ア 令第21条に規定する基準を満たす自動火災報知設備(防火対象物の階数が2であるときに限る。)

イ 屋外の階段(防火対象物の延べ面積が150平方メートル未満であるときに限る。)

3 [略]

（一時的に劇場等又は展示場の用途に供する防火対象物への準用）

第50条 第43条から第44条の3まで、

第46条、第48条及び第49条の2第1項の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

第50条の7及び第50条の8 削除

(消防用設備等の設置計画の届出)

第56条の2 [略]

2 前項の規定による届出は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知の際に行わなければならない。

第46条、第48条、第48条の2及び第49条の2第1項の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

(防火管理者等の講習)

第50条の7 防火対象物の管理について

権原を有する者は、次の各号に掲げる者に対して、消防長又は消防署長が行う防火管理に関する講習を受けさせなければならない。

(1) 法第8条の規定により選任した防火管理者

(2) 法第8条の2の規定により選任した統括防火管理者

第50条の8 削除

(消防用設備等の設置計画の届出)

第56条の2 [略]

2 前項の規定による届出は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知の際に行わなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

建築基準法改正や社会情勢の変化等を鑑み、規制の合理化を図る等に当たり、条例を改正する必要があるため。